

国民健康保険

越ヶ谷町財政の更正を図るため、昭和10年1月に町民有志が至誠会という無尽講を設立した。納税成績も向上し、流動資金ができたことから、国民健康保険の先駆けとなる医療共済を目的とする「順正会」を同年12月に成立させた。当時の会員数は91人、被保険者数489人と少なかったが、昭和11年には「越ヶ谷順正会」と名称を改め、昭和12年には会員数770人、被保険者数4,500人と会員数は増加し、相互扶助の理解と実行が実を結ぶに至った。昭和13年、国はこの制度を参考として国民健康保険法を公布し、同年7月1日よりこの法律が実施された。そして法律施行と同時に、越ヶ谷順正会国民健康保険組合を設立、翌14年には、大相模村川柳村、その翌年荻島村と年を重ねるごとにこの制度は広がっていった。この功績をたたえ、市役所敷地内に「相扶共済」と銘が刻まれた石碑が建っており、その碑文の中で「国民健康保険発祥の地なり」と記され、先人の偉業が顕彰されている。

7-22. 国民健康保険加入状況

各年3月31日

年度	被保険者数 (人)	加入率 (%)	国保世帯数 (世帯)	加入率 (%)	被保険者数の内訳 (人)	
					一 般	退 職
令和元	70,855	20.56	46,408	29.66	70,848	7
2	69,532	20.13	46,090	29.03	69,532	0
3	66,733	19.36	44,748	28.02	66,733	0
4	62,777	18.26	42,839	26.61	62,777	0
5	59,828	17.46	41,531	25.58	59,828	0

資料：国保年金課

7-23. 国民健康保険税賦課基準

(医療分)

区 分	令和4年度		5年度		6年度	
	賦課割合	税率 (額)	賦課割合	税率 (額)	賦課割合	税率 (額)
所得割	63.73%	7.8%	63.12%	7.8%	60.90%	7.5%
均等割	36.27%	29,000円	36.88%	29,000円	39.10%	31,900円

(介護分)

区 分	令和4年度		5年度		6年度	
	賦課割合	税率 (額)	賦課割合	税率 (額)	賦課割合	税率 (額)
所得割	60.71%	2.2%	59.96%	2.2%	59.47%	2.2%
均等割	39.29%	11,500円	40.04%	11,500円	40.53%	12,000円

(支援金分)

区 分	令和4年度		5年度		6年度	
	賦課割合	税率 (額)	賦課割合	税率 (額)	賦課割合	税率 (額)
所得割	60.11%	2.45%	59.61%	2.45%	59.04%	2.50%
均等割	39.89%	10,500円	40.39%	10,500円	40.96%	11,500円

(注) 賦課割合は、当初賦課時点での割合

資料：国保年金課

7-24. 国民健康保険事業状況

(1) 事業費

(単位：千円)

区 分		令和3年度	4年度	5年度
平均被保険者	世帯（世帯）	45,728	44,265	42,415
	人員（人）	68,656	65,535	61,777
収 入 額		31,474,932	31,238,824	30,042,559
支 出 額		30,686,078	30,609,428	29,420,756
保険税 (現年度)	調定額	6,961,102	7,043,439	6,522,793
	収納額	6,413,167	6,467,090	6,026,438
	収納率(%)	92.13	91.83	92.40

資料：国保年金課

(2) 給付等（退職者医療分含む）

(単位：千円)

区 分	令和3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
療養給付費	17,764,949	17,565,459	16,955,289
療養費	204,900	183,481	175,510
高額療養費等	2,532,891	2,587,007	2,541,938
その他給付	154,048	161,507	134,441
合 計	20,656,788	20,497,454	19,807,178

資料：国保年金課